

包括的同意事項について

愛知県情報サービス産業健康保険組合

個人情報保護法においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

ただし、同法第 23 条 1 項において、以下に該当する場合は、本人の同意を得る必要がないとされています。

- (1)法令の定めに基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

また、加入者本人にとって利益となるもの、また事業所側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイダンスによって、黙示による包括的な同意で良いこととなっています。

したがって、当健康保険組合では、以下の事項について、黙示による包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当健康保険組合に申し出が必要となります。特段の申し出がない場合、同意をいただいたものとして取扱わせていただきます。

1. 給付金や助成金の支給および通知を事業主経由ですること